

医療機関御中

本市の住民が、貴院での産婦健康診査の受診を希望しております。

産婦健康診査は、産後2か月未満で2回受診できます。(産後2週間と産後1か月を推奨)

本市様式産婦健康診査受診票の項目をすべて実施した場合のみ基準額の範囲内で、受診料を補助します。受診票に結果をご記入いただき、「A下松市分」を受診者にお渡しください。また、貴院の様式の領収書(産婦健康診査単一のもの)を受診者にお渡しいただきますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

御不明の点がありましたら、下記に御連絡ください。

下松市こども家庭課 母子保健係
(こども家庭センター ハピスタくだまつ)
〒744-0025
山口県下松市中央町21-1
(Tel 0833-41-1022)